

告 示

埼玉県告示第五百十八号

令和五年埼玉県告示第二百五十九号で公示した公共測量は、令和五年三月二十二日終了した旨測量計画機関である国土交通省都市局都市政策課から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年四月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕